

## 安定した農業経営のため

# 水田における需要に応じた生産を!

主食用米の需要量は、全国で毎年約10万トンずつ減少しています。

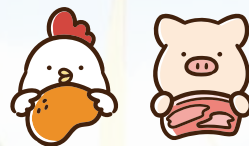
その一方で、近年の農業を取り巻く状況の変化に伴い、需要の高まりが期待される作物もあります。

こうした動きを的確に捉え、国・県などの支援策を有効に活用しながら、中長期的な展望を持って主食用米からの作付転換に計画的に取り組み、水田における「需要に応じた生産」をしっかりと進めていきましょう。

### 国産のニーズが高まっています！

- 輸入飼料の価格は、近年、高騰が続いています。

飼料費は畜産農家の経営費のうち半分以上を占めているため、国産の飼料を求める声が、かつてないほどに高まっています。



#### 飼料用米

主食用米と同じように生産でき、販売先も見つけやすいため、初めての作付転換でも取り組みやすい作物です。

#### WCS用稲、飼料作物、子実用とうもろこし

地域の畜産農家と連携した生産を行うことにより、双方にメリットのある作付転換ができます。専用の収穫機械などが必要なため、耕種農家だけで生産するのは難しい面があります。

- 国際情勢の不安定化や消費者の志向の変化などに伴い、輸入原料から国産原料への切り替えや、需要の拡大が期待されています。

#### 麦、大豆

輸入原料の割合が高いため、国産原料を求める声が高まっています。水田での生産には、排水性の改善等が必須です。

#### 米粉用米、加工用米、輸出用米

販売先と繋がった生産が大切です。実需者が求める品種など、需要に応じた生産を行きましょう。

#### 野菜、果樹、花き

国産の需要が高い作物であり、高い収益が期待できます。水田での生産には、排水性の改善等が必須です。



# 令和5年度の作付転換に向けた支援策

※令和5年1月時点の内容であり、変更される場合があります。

※今後5年間で一度も水張りしない水田は、交付対象水田から除外される方針が示されています。

※各作物において対象となり得る支援策は下表のとおりです。詳細は、各支援策の項を御覧ください。

支援策名	対象作物	飼料用米	WCS用稲	飼料作物	子実用 とうもろこし	麦、大豆	米粉用米	加工用米	新市場開拓用米 (輸出用米等)	野菜、果樹、花き	そば、なたね
戦略作物助成		○	○	○	○	○	○	○			
産地交付金 (主な取組のみ)		○	○				○	○	○		○
コメ新市場開拓等促進事業							○	○	○		
畑作物産地形成促進事業					○	○				○	
畑地化促進事業				○	○	○				○	○
麦・大豆の国産化の推進						○					
飼料用米等拡大支援事業 (定着支援)		○	○				○				
飼料用米等拡大支援事業 (拡大支援)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飼料用米等拡大支援事業 (団地化など)		○	○	○	○	○	○			○	○

## 国 戦略作物助成

水田を活用して、対象作物を生産する農業者を支援します。

対象作物 (基幹作のみ)	交付単価 (10a 当たり)	対象作物 (基幹作のみ)	交付単価 (10a 当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5 万円	WCS 用稲	8.0 万円
加工用米	2.0 万円	飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5 万円～10.5 万円 <sup>※</sup>

※ 飼料用米に主食用品種で取り組む場合、令和5年度は従来と同様ですが、以下のとおり、令和6年度から交付単価が引き下げとなります。

### 令和5年産以降の飼料用米 (主食用品種) への支援 (10a 当たり)

(多収品種については変更ありません)

令和5年産	令和6年産	令和7年産	令和8年産
数量に応じて 5.5～10.5 万円 (標準単価 8.0 万円) 従来と同様	数量に応じて 5.5～9.5 万円 (標準単価 7.5 万円) or 単価 7.5 万円	数量に応じて 5.5～8.5 万円 (標準単価 7.0 万円) or 単価 7.0 万円	数量に応じて 5.5～7.5 万円 (標準単価 6.5 万円) or 単価 6.5 万円

## 国 産地交付金

水田を活用した産地づくりに向けた取組を支援します。

主な取組内容 <sup>※1</sup>	配分単価 (10a 当たり)
新市場開拓用米 (輸出用米等)、そば・なたね、地力増進作物 <sup>※2</sup> の作付け (基幹作のみ)	2.0 万円
新市場開拓用米 (輸出用米等) の複数年契約	1.0 万円
生産性向上の取組 飼料用米、米粉用米、WCS 用稲、加工用米、輸出用米等	1,700 円程度 (取組1つ) 2,400 円程度 (取組複数)

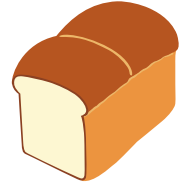
※1 飼料用米等の複数年契約 (R4 単価 0.6 万円/10 a) は対象となりません。

※2 地力増進作物：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりへの取組。

## 国 コメ新市場開拓等促進事業（旧水田リノベーション事業）

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

対象作物	助成単価（10a 当たり）
新市場開拓用米（輸出用米等）	4.0 万円
加工用米	3.0 万円
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9.0 万円



- ※1 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択されます。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 本事業で支援を受けた水田の面積については、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（加工用米、米粉用米）及び産地交付金（新市場開拓用米）の対象面積から除きます。

## 国 畑作物産地形成促進事業（旧水田リノベーション事業）

水田における畑作物の導入・定着により、需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、低コスト生産等に取り組む農業者を支援します。

対象作物	助成単価（10a 当たり）
麦、大豆、 高収益作物（加工・業務用野菜等）、 子実用とうもろこし	4.0 万円 （令和6年度に畑地化に取り組む 場合、0.5 万円を加算）



- ※1 地域協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択されます。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本事業で支援を受けた水田の面積については、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし））の対象面積から除きます。

## 国 畑地化促進事業

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者や畑作物の産地づくりに取り組む地域を支援します。

対象作物	畑地化支援 <sup>※1、2</sup> （10a 当たり）	定着促進支援 <sup>※3</sup> （10a 当たり）
高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	17.5 万円	2.0 万円×5 年間又は 10.0 万円（一括） 3.0 万円×5 年間又は 15.0 万円（一括） <sup>※4</sup>
畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、 子実用とうもろこし、そば等）	14.0 万円	2.0 万円×5 年間又は 10.0 万円（一括）

- ※1 畑地化の取組とは、交付対象水田から除外する取組を指します。地目の変更を求めるものではありません。
- ※2 令和5年度における取組が対象です。
- ※3 令和4年度または令和5年度において、畑地化した面積全体が対象です。
- ※4 加工・業務用野菜等の場合。
- ※5 取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択されます。

産地づくり体制構築等支援	産地づくりに向けた体制構築支援	団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど <sup>※6</sup> ）に要する経費を支援（1 協議会当たり上限 300 万円）
	土地改良区決裁金等支援	令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決裁金等を支援（定額（ただし上限 25 万円/10a））

- ※6 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要です。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要です。

## 国 麦・大豆の国産化の推進

ブロックローテーションや営農技術・機械の導入等による生産性向上や増産を支援します。

取組内容	助成単価
1 話し合い等を通じた団地化等の推進経費	実費
2 営農技術等の導入 <sup>※1</sup> ・ 土壌診断に基づく土づくり ・ 麦種に応じた最適な施肥の実施 ・ スマート農業技術を活用した生産の高度化・省力化 等	3,000 円 / 10a 3,000 円 / 10a 5,000 円 / 10a 等

※1 助成単価の合計額が 10,000 円 / 10a 以内で定額支援されます。

※2 支援対象者は、農業者の組織する団体（受益農業従事者 5 名以上）、地域農業再生協議会等です。

※3 事業実施計画のポイントに基づき、予算の範囲内で採択されます。

※4 機械・施設の導入支援については、国の予算状況によって要望調査が実施される場合があります。

## 県 飼料用米等拡大支援事業

	取組内容	助成単価 (10a 当たり)
飼料用米等の定着支援 前年から継続して 取り組んだ面積に応じて	飼料用米 (多収品種 <sup>※1</sup> )、米粉用米 <sup>※2</sup> 、WCS 用稲 <sup>※2</sup>	3,000 円以内
	飼料用米 (主食用品種)	1,500 円以内
転換作物の拡大支援 前年度と比べて主食用米以外の 作物を拡大した面積に応じて	飼料用米 (多収品種)、米粉用米、WCS 用稲 麦・大豆、野菜等の転換作物 <sup>※3</sup> の拡大 (新規含む)	5,000 円以内 都道府県連携型助成 (国) と併せて 10,000 円 / 10a となります。
5ha 以上の団地化に 対する取組を支援 飼料用米 (多収品種 <sup>※1</sup> ) WCS 用稲、 麦、大豆 等が対象	ブロックローテーション型	11,000 円以内
	固定団地型	4,000 円以内

※1 国選定品種 (「べこあおば」「夢あおば」等)、県選定品種 (「アキヒカリ」「初星」) のこと。「ふさこがね (ちば 28 号)」は含まれません。

※2 米粉用米及び WCS 用稲の助成単価は、令和 4 年度 (2,000 円以内 / 10a) から増額となっています。

※3 飼料用米 (主食用品種) による拡大は、対象となりません。

## セーフティネットに加入して、経営リスクを回避しましょう！

### ● 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)

米及び畑作物の農業収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和する制度です。当年産の販売収入が、標準的収入を下回った場合に、その差額の 9 割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填します。

・ **加入対象者** 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (いずれも規模要件なし)

・ **対象品目** 米、麦、大豆 (6 月までに①出荷契約又は販売契約を結び、②前年の実績を元に販売計画を作成したもの)

### ● 収入保険

自然災害はもちろん、価格低下も含め、農産物の販売収入の減少を幅広く補償する制度です。保険期間の収入が、基準収入の 9 割を下回った場合に、下回った額の 9 割を上限<sup>\*</sup>として補填します。(※ 最高の補償をご選択いただいた場合)

なお、保険料には 50%、積立金には 75% の国庫補助があります。

・ **加入対象者** 青色申告を行っている農業者 (個人・法人)

・ **対象品目** すべての農作物

◎期間限定で新規加入の場合に初年度保険料の一部を県が助成する制度を実施しています。



千葉県収入保険加入推進事業

※詳しくは県 HP をご覧ください！

国、県及び市町村の助成、提出書類、生産技術の情報、種子の入手、販売先の確保など、作付転換にあたって不明な点がありましたら、まずは以下の機関等に相談してみましょう。

●市町村・地域農業再生協議会 ●千葉県各農業事務所 ●販売予定先

●千葉県農業再生協議会 (千葉県農林水産部生産振興課内) TEL 043-223-2891

※肥料価格高騰対策はこちら⇒千葉県農林水産部安全農業推進課内 TEL 043-223-2888

⇒千葉県農林水産部生産振興課内 TEL 043-223-2882

スマートフォンからも簡単に素早く情報を入手できます！右のコードから御活用ください。



千葉県農業再生協議会  
スマホ用 HP